

NETIS

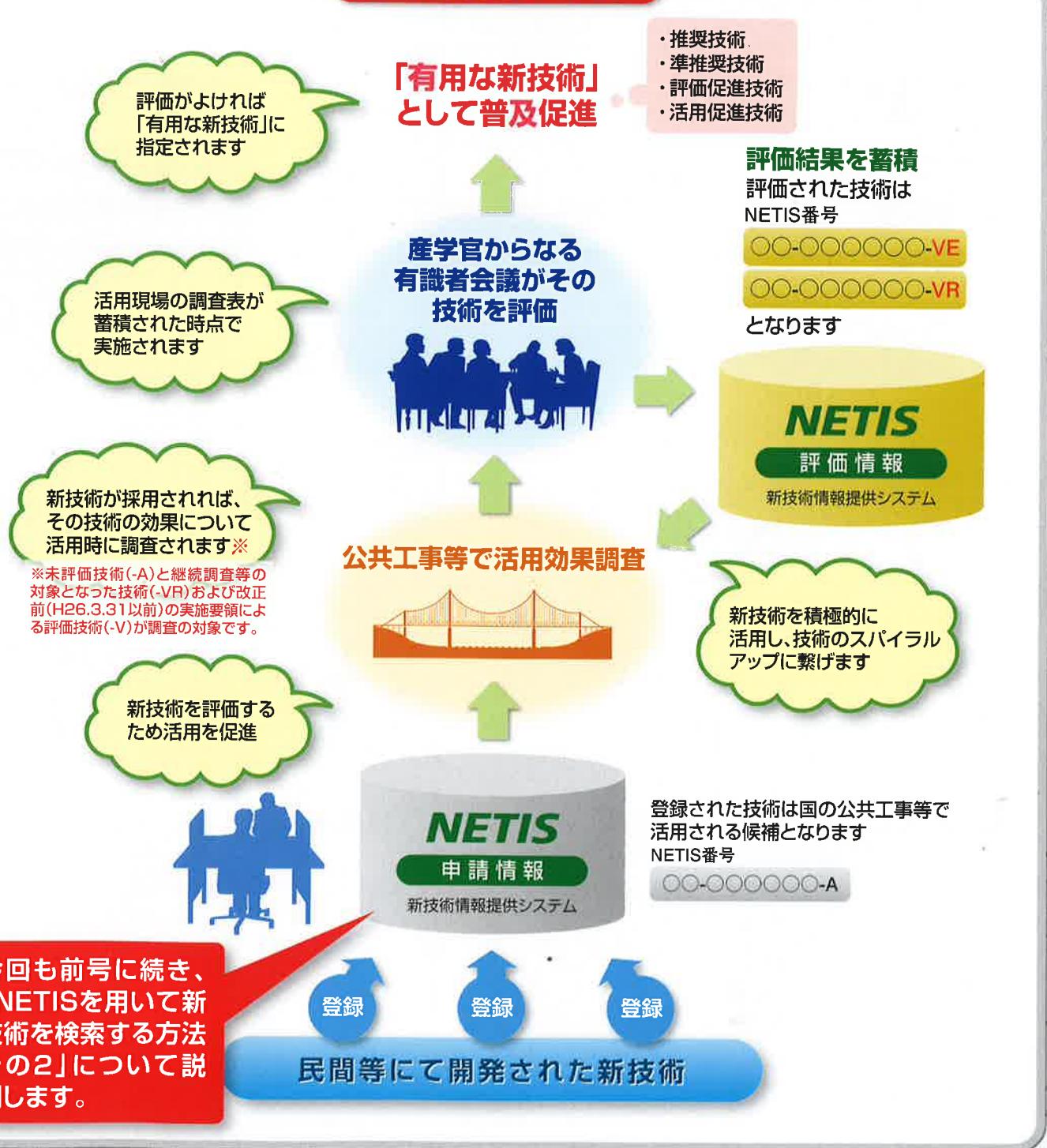
# 新技術活用システムの簡単解説

## 第10回「NETISを用いて新技術を検索する方法 その2（有用な新技術の確認方法）」について

「新技術活用システム」は、国土交通省の新技術情報提供システム(NETIS)に登録された新技術を対象に、公共工事等において新たな技術の活用を推進するための仕組みです。

活用された技術を積極的に評価し、更なる技術の開発・改良に繋げていくことを目的としています。

### 新技術活用システム



## ●NETISに登録して活用した場合の利点は?

NETISに登録、または登録された新技術を活用することにより、建設工事における設計・入札契約・施工・完成時・完成後に下記のような様々な**+プラス面(利点)**があります。

評価が優秀な場合「有用な新技術」に選定され、これにより**普及促進の対象になります**。

(次頁「利点③」をご覧ください)

新技術を活用することにより課題が見つかり**改良・改善**につながります。

まずはNETISに登録してください。発注者や施工者はNETISを検索して新技術の情報を収集しています。

完成時  
完成後

施工時

入札・  
契約時

設計時

NETISの新技術を活用すれば**工事成績評定において加点される場合があります**。

(次頁「利点②」をご覧ください)

NETISの新技術を活用すれば**コストの縮減、工期の短縮等**が期待できます。

**総合評価方式での提案で加点の対象になる場合があります。**

(「利点①」をご覧ください)

NETIS登録申請者

施工者

### 利点① 総合評価落札方式における新技術活用に対する加点について

総合評価方式においてNETISに登録された新技術の活用を提案した場合、加点の対象になる場合があります。

注) 加点の方法は提案を行った地方整備局等によって異なります。

#### ○東北地方整備局の場合

##### ■適用工事

技術提案評価型(S型WTO以外)

##### ■加点措置の概要

- ①有用な新技術の活用: 2.0点
- ②NETIS(評価情報)技術を活用: 1.0点
- ③該当なし: 0.0点

#### ○北海道開発局の場合

##### ■適用工事

施工能力評価型(I型、II型)  
技術提案評価型(S型 非WTO)

##### ■加点措置の概要

- NETIS登録技術の活用: 1.0点
- ①関連分野における技術開発実績(NETISへの登録)
- ②有用な新技術を当該工事に適用

※①と②で重複加点はしないが、①と②が同技術の場合は重複加点するものとする。

※評価項目は選択項目として設定。

※掲載の内容は、平成29年9月8日時点のものです。

## 利点② 工事成績評定における新技術活用に対する加点について

新技術の活用を提案(契約後提案、施工計画書、工事打合せ簿による活用提案)すれば  
下記のように工事成績評定に加点されます。

### ① 事後評価 未実施 技術の活用

■ 活用の効果が相当程度	+1.2点
■ 活用の効果が一定程度	+0.8点
■ 活用の効果が従来技術と同程度	+0.4点

### ② 事後評価 実施済み 技術

■ 活用の効果が相当程度	+0.8点	「有用とされる技術※1」を 用いた場合は、 さらに、+0.4点
■ 活用の効果が一定程度	+0.4点	
■ 活用の効果が従来技術と同程度	0点	

※1:「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、活用促進技術、少実績優良技術」を指します。

## 利点③ 「有用な新技術」として普及促進の対象となります

### 推奨技術

公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために新技術活用システム検討会議(有識者会議)において選定された、画期的な新技術。選定された技術は『〇〇年度 推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))』又は『〇〇年度 準推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))』という名称を使用できます。

### 準推奨技術

新技術活用システム検討会議において、他機関等の実績に基づき、公共工事等に関する技術水準等を高めることが見込める技術として選定された新技術。

### 評価促進技術

各地方整備局等が主催する新技術活用評価会議(有識者会議)において、活用促進を図るために指定された新技術。指定された新技術は『活用促進技術(新技術活用評価会議(〇〇整備局))』という名称を使用できます。

### 活用促進技術

\*ここに記載されている利点については、平成29年9月8日時点において公開されている「公共工事等における新技術活用システム」実施要領等の情報に基づいております。これら内容は変更される場合がありますのでご注意ください。